

令和2年度

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
【公募要領ダイジェスト】

1 補助事業の区分

(1) 水力発電事業性評価事業

民間事業者等及び地方公共団体が行う水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等を行う事業

(2) 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

地方公共団体が行う地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点の開発又はコンセッション方式によるPFI事業で発電を行う者の公募を行う事業

2 補助対象事業者

(1) 水力発電事業性評価事業

自ら中小水力発電を実施予定の、

- ・民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）
- ・地方公共団体

(2) 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

- ・地方公共団体



3 補助対象要件

(1) 水力発電事業性評価事業

- ①水力発電設備の発電出力が、**20kW以上10,000kW以下**であること。
（なお、リパワリングや取水量増加に係る調査についても対象とする）
- ②水力発電の方式が揚水発電でないこと。
- ③実施計画書に基づき実施される事業であること。
- ④実施計画書に係る事業の計画が**確実かつ合理的**であること。
- ⑤調査の内容が、事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること。
- ⑥補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等を含めないこと。
- ⑦関連する補助事業で事業性評価を、原則、**実施した地点でない**こと。
- ⑧補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約に当たっては、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としないこと。

(2) 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

- ①水力発電設備の発電出力が、**20kW以上10,000kW以下**であること。
（なお、リパワリングや取水量増加に係る調査についても対象とする。）
- ②水力発電の方式が揚水発電でないこと。
- ③実施計画書に基づき実施される事業であること。
- ④実施計画書に係る事業の計画が**確実かつ合理的**であること。
- ⑤調査の内容が、事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること。
- ⑥有望地点の調査・設計は、**都道府県は2地点以上、それ以外は1地点以上**を実施すること。
- ⑦当該補助事業で調査・設計を実施した水力発電の有望地点について、当該地点の**開発又はコンセッション方式によるPFI事業で発電を行う者の公募（採択まで）を必ず実施**すること。なお、公募の結果、発電を行う者が決定しなかった場合は、次年度以降も申請者の責任で継続的に公募を実施し、事業化に努めること。
- ⑧補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等を含めないこと。
- ⑨補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約に当たっては、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としないこと。

4 補助対象経費

(1) 水力発電事業性評価事業

- ①水力発電事業性評価に必要な調査・設計等を行う職員等の人件費
 - ・補助事業者が自ら実施する調査及び設計業務等の直接経費のみが補助対象
 - ・事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。
- ②水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等に要する経費（※）
 - ※…地質調査、地形測量、流量調査、河川維持流量調査、社会環境調査、基本設計等

(2) 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

- ①地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施のために直接要する経費及び当該地点の開発又はコンセッション方式によるPFⅠ事業で発電を行う者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係る経費・地方公共団体

5 補助率

(1) 水力発電事業性評価事業

- ・1/2以内
- ただし、1発電所当たりの補助金の上限額は、原則として1,500万円/年とする。

(2) 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

- ・定額
- ただし、1申請当たりの補助金の上限額は、原則として、5,000万円/年とし、かつ、1発電所当たりの補助金の上限額は、1,000万円/年とする。

6 事業期間

交付決定日～令和3年2月末日まで

単年度で事業完了が不可能であると確認できる事業については申請できません。

7 公募スケジュール

公募期間 令和2年4月15日（水）～令和2年9月28日（月）

- ・交付申請書は、上記公募期間において随時受け付ける。
- ただし、1次締切時点あるいは2次締切時点において予算額を超える申請があった場合は、公募期間中であっても公募を終了する。
- ・公募期間中に締切を3回設け、各締切毎に審査及び交付決定を行う。

公募開始
4/15

1次締切
5月25日（月）

2次締切
6月30日（火）

3次締切
9月28日（月）

8 交付申請

所定の様式を用いて申請書類一式を作成し、正副各1部および申請様式書類の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを財団に提出すること。
なお、提出書類は返却しません。審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

9 交付決定

財団は、申請された事業について審査を行い、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付規程に従って交付決定通知書により申請者に通知する。
なお、交付決定については、締切日より約1ヶ月後を目処に行う予定です。

10 補助事業の開始

補助事業者は、財団から**交付決定通知を受けた日以降**に発注・契約を行うこと。なお、原則として**三者見積・競争入札**によって、相手先を決定すること。三者見積・競争入札の手続は、交付申請から交付決定前の実施も可とする。ただし、見積依頼先および競争入札先は、発注する**業務の実績がある事業者**に対して行うこと。補助対象外の調査等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること。（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがあります。）



11 計画変更

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助対象経費の配分額の変更や補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に財団の承認を受ける必要がある。

入札による補助事業に要する経費の減額は、事業計画が変更されるわけではないので、財団の承認を受ける必要はない。なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は認められない。

12 補助事業の完了

当該年度の補助事業は、調査等の完了及び補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の**支出完了**（精算を含む。）をもって**事業の完了**とする。ただし、地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業については、**発電を行う者の公募**（公募結果の決定まで）をもって**事業の完了**とする。



13 実績報告及び額の確定

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業完了後**30日以内**あるいは**令和3年2月末日**のいずれか早い日までに**実績報告書を提出**すること。

財団は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

14 補助金の支払い

補助事業者は、財団の確定通知を受けた後に**精算払請求書**を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになる。

15 事業性評価

当該年度の事業性評価の結果を**事業性評価報告書**として**提出**すること。事業性評価報告書の結論には、当該地点の水力発電の**事業性の有無**を記載すること。また、事業性が無い場合には、その理由を具体的に記載すること。

FAQの抜粋(詳細はホームページにおける本年度公募に掲載のFAQを確認してください)

補助対象事業

1 事業者による複数地点の複数申請が可能か？

→可能です。ただし、応募件数が多い場合は、調整させていただくことがあります。

2 箇所の水力発電所建設計画があるが、2箇所の計画をまとめて一つの交付申請書で作成して申請していいか？

→発電所毎に申請してください。

人件費

本事業に専従しているのので、タイムカードがあれば業務日誌を作成しなくても良いのではないか？

→タイムカード(出勤簿等)とは別に、必ず具体的な業務内容を記載した業務日誌を作成してください。

事業要件

発電出力は、20kW以上10,000kW以下に、四捨五入で入ることでも良いか？

→四捨五入は認められません。

当該補助事業の要件として「事業性評価を実施する水力発電設備の発電出力が、20kW以上10,000kW以下であること。」とあるが、事業性評価の結果、発電出力が20kW未満になった場合、補助金は交付されるのか？

→当該補助事業の要件で、“事業性評価を実施する水力発電所設備の発電出力が20kW以上”と定めているため、要件を満たしていただく必要があります。

補助対象経費とする外注費の支払についてだが、当社の社内ルールは「検収月末締め、翌月末払込」となっているため、検収を2月に行なうと、振込みが完了するのは翌3月末となるが認められるか？

→当該年度の補助事業は、調査等の完了及び補助事業者における支出義務額の支出完了をもって事業の完了となるため、3月の支払完了は認められません。

補助対象経費

電力会社へのアクセス検討費用は、補助対象経費になるのか？

→補助対象経費として認められません。

流量調査を計画しているが、水位計の購入費用は補助対象となるか？

→補助対象外となります。

ただし、水位計をリースで調達される場合は、補助対象とすることは出来ます。



見積・契約・発注

3者見積りをしたが、結果1社しか応札が無い場合は、問題無いか？

→原則3者見積りとし、見積条件を複数社が応札できるものに工夫してください。

実績報告書

支出のあった全ての金額が個別にわかる資料を添付する必要があるのか？

→必要になります。採択された補助事業者に対して事務取扱に関する説明会を開催し、実績報告書の作成方法等を説明いたします。

公募の詳細についてはホームページ・公募要領をご覧ください。 URL: <https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>

問い合わせ先：

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力普及促進部

TEL：03-6810-0371